

【参考3】社会保険未加入対策に関するQ&A

Q1. 対象となる社会保険とは？

⇒ A1. 建設業における社会保険未加入対策で対象となっているのは、労働者を雇用する企業ごとに加入する、健康保険、年金保険、雇用保険。他に加入が義務付けられている保険制度として労災保険があるが、建設業の場合、原則として元請が一括して加入することとなるため対象としていない。

Q2. 測量・設計業や警備業なども対象になるのか？

⇒ A2. 建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、「建設業を営む者」を対象に行っているため、警備業等については「国交省ガイドライン」の対象外となる。ただし、当然ながら警備業等他の業種についても、法令に基づき適切な保険に加入する必要がある。

Q3. 現場にいる事務員なども対象になるのか？

⇒ A3. 「国交省ガイドライン」で対象としているのは現場の建設労働者であり、事務員、清掃員や場内整備員、残土運搬運転手等、それ以外の労働者の保険加入状況まで把握しようとするものではない。

Q4. 未加入の下請企業や建設作業員はすべて現場から除外されるのか？

⇒ A4. 「国交省ガイドライン」では、「適用除外」でないにもかかわらず「未加入」である下請企業については選定しないこと、「適切な保険に加入していることを確認できない」作業員については現場入場を認めないこととすべきとしている。

法令上、社会保険への加入が義務付けられている企業や作業員についてはこの対象になるが、「適用除外」となるような企業、作業員についてはこの対象とはならない。

Q5. 国民健康保険や国民年金の加入者は保険未加入という扱いになるのか？

⇒ A5. 社会保険未加入対策の取組みは、現行制度で求められている適切な保険への加入を確保しようとするものであり、法令に沿って適正に国民健康保険や国民年金に加入している者については、改めて保険に入り直す必要はない。

一方、国民健康保険や国民年金保険に加入している者でも、健康保険や厚生年金保険への加入義務のある者については、適正な保険に加入する必要がある。

Q6. 従業員4人以下の事業所であれば社会保険に加入しなくていいのか？

⇒ A6. 従業員4人以下の個人事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外となる。一方で、一人でも労働者を雇用していれば、雇用保険には加入する必要がある。

また、法人については従業員の数にかかわらず、健康保険及び厚生年金保険には加入する必要がある。

Q7. 一人親方も社会保険に加入しなければならないのか？

⇒ A7. 一般的に一人親方は個人事業主として請負で仕事をしているので、労働者にあらず、社会保険の加入対象にはならない。ただし、「労働者」なのか「請負」なのかについては、労働の実態に応じて判断される必要がある。

国土交通省では、労働者か請負人かを判断するためのチェックシートを掲載したリーフレットを作成されており、一人親方については、個人で国民年金と国民健康保険に加入することとなる。